

徳島県告示第百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年三月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

有限会社夢	名称	指定介護予防サービス事業者	所在地	徳島市鮎喰町二丁目三〇番地の四
訪問看護ステーションほし	名称	指定介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	徳島市鮎喰町二丁目三〇番地の四
介護予防訪問看護	種類	サービスの	廃止の届出の受理日	令和三年一月五日
			廃止年月日	令和三年二月六日